

## 不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		敷地分割事業の促進措置命令
根拠法令及び条項		マンションの建替え等の円滑化に関する法律第213条第2項
所 管 部 課 係 名		まちづくり未来部建築審査課住宅係
処 分 基 準	関 係 条 項	未設定（前例事務処理がないため）
	基 準  （未設定の場合はその理由）	
	参 考 事 項	
準	設定等年月日	令和4年4月1日設定（令和 年 月 日最終変更）